

2024年7月

お客様各位

四国労働金庫

投資信託における定時定額買付契約の最低購入金額の引下げのご案内

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では投資信託における定時定額買付契約の購入金額について、5,000円からのお申込みとしておりますが、お客様の資産形成をサポートするため、よりご利用いただきやすいよう、今般、最低購入金額の引下げを行うこととなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、ご不明な点等がありましたら、下記のお問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更内容

定時定額買付契約の購入金額については、現在5,000円からのお申込みとなっておりますが、1,000円以上1,000円単位でのお申込みが可能となります。

なお、既存のお取引についても、変更申込により、購入金額を1,000円以上1,000円単位に変更することができます。

<定時定額買付契約の購入金額>

変更前	変更後
5,000円以上1,000円単位	1,000円以上1,000円単位

2. 変更日

- ・ インターネットバンキング：2024年9月16日（月・祝）
- ・ 窓口：2024年9月17日（火）

* 当金庫ホームページ「ファンド情報」に掲載している各ファンド「お申込み情報」内の「申込単位」欄に表示している定時定額買付の申込単位は、2024年9月18日（水）に表示を変更します。

2024年9月16日（月・祝）～9月17日（火）は申込単位5,000円以上と表示されますが、1,000円単位から申込可能です。

3. 定時定額買付契約の申込み

定時定額買付の新規または変更の申込みは、窓口またはインターネットバンキングで受付しています。

なお、インターネットバンキングでは引落間隔が1ヶ月以外の契約は変更できません。変更をご希望の場合は窓口にてお手続きください。

4. お問い合わせ先

四国労働金庫 電話 0120-505-690 (平日 9:00~17:00)

ろうきんダイレクトヘルプデスク 0120-459-690

受付時間：平日 9:00~17:00

※土日祝、12月31日~1月3日はご利用いただけません。

※投資信託に関するお問合せは、“3”と“#”を押してください。

以 上